

1. 件名「新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（柏崎刈羽6、7号機（165）」

2. 日時：平成29年12月20日 14時00分～14時05分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

櫻井安全審査官、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 副長 他3名

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性、重大事故等対策の有効性評価、設置許可基準規則等への適合性及び重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合性、発電用原子炉の設置変更（6号及び7号炉発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第6項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合性、発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画及び原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について資料の提出があった。

(2) 原子力規制庁は、今後資料の確認を行い、必要に応じて指摘を行っていくこととした。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対策の有効性評価について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対策の有効性評価について（補足説明資料）
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 重大事故等対処設備について（補足

説明資料)

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 「実用発電炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 発電用原子炉の設置変更（6号及び7号炉発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第6項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 発電用原子炉の設置変更（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について